

景文科技大学

教員申立て評議委員会組織および評議規定

(人 103)

2007年03月27日 2006学年度第2学期第1回学務会議にて修正可決
2010年10月19日 2010学年度第1回学務会議にて修正可決
2014年04月22日 2013学年度第3回学務会議にて修正可決
2019年1月8日 2018学年度臨時学務会議にて修正可決
2021年04月13日 2020学年度第3回学務会議にて可決
2021年06月22日 2020学年度第4回学務会議にて修正可決

- 第1条 景文科技大学（以下、「本学」）は教員法第29条、教育部「教員申立て評議委員会組織および評議準則」、「高級中等以上学校軍事訓練教官申立て処理作業規定」、本学組織規定に従い景文科技大学教員申立て評議委員会（以下、「申立て評議委員会」）を設け、景文科技大学教員申立て評議委員会組織および評議規定（以下、「本規定」）を制定する。
- 第2条 教員と軍事訓練教官（以下、「教員」）は学校が自分個人に対して取る措置が、違法または不当で、権利利益を損なうと判断する場合、申立てを行うことができる。
- 教員が法に従い申請した案件に対し、学校の法定期間中における作為または不作為が、教員の権利利益を損なうと判断する場合も、申立てを提起することができる。法令が作為の期間を規定していない場合、その期間は学校が申請を受理の日から2か月とする。
- 第3条 申立て評議委員会は委員を15人を置く。これは無給職で、任期は2年とする。学長は教員、社会の公正な立場の者、学者・専門家、当該地域の教員組織の代表者から慎重に選択し、申立て評議委員会の学校代表者とする。そのうち、管理職務を兼任していない教員の人数は委員総数の3分の2以上とする。男性または女性の委員の人数が委員総数の3分の1未満であってはならない。
- 申立て評議委員会の委員が何らかの理由で任務を下りた場合、それを引継ぐ委員の任期は元の担任者の任期満了の日までとする。申立て評議委員会の委員は教員評価委員会の委員を担任してはならない。
- 第4条 申立て評議委員会の委員長は委員が選出し、会議を司会する。任期は1年とし、継続して選任することができる。学長は委員長となってはならない。
- 前項の委員長が何らかの理由で会議を司会できない場合、委員1名を代理委員長として指名する。委員長が指名しない場合、委員が代理を選出する。

- 第 5 条 申立て評議委員会の会議は学長または学長が指定した者が招集する。委員会議は委員総数の2分の1以上の書面請求に基づき、招集者が 20 日以内に招集する。
- 第 6 条 教員が提起する申立てと再申立ての管轄は次のとおりとする。
- 一、学校の措置に不服がある場合、学校申立て評議委員会に申立てを提起する。その評議の決定に不服がある場合、教育部の申立て評議委員会に再申立てを提起する。
 - 二、教育部の措置に不服がある場合、教育部の申立て評議委員会に申立てを提起する。これは再申立てとされる。
- 第 7 条 学校が申立て評議の決定に不服があり、再申立てを提起する場合、その再申立ての管轄は前条の規定を準用する。
- 第 8 条 申立ての提起は、措置を受取った、または知悉した翌日から 30 日以内に書面で行う。前項の期間は、受理すべき申立て評議委員会が申立書を受取った日付に従う。
- 申立人が誤って、受理すべきの申立て評議委員会以外の機関または学校に申立てを提起した場合、当該機関または学校が受取った日を、申立ての提起日とみなす。
- 申立人が天災または自らの責に帰すことができない事由により、第一項の申立て期間に遅延する場合、その原因が消滅してから 10 日以内に書面で理由を説明し、学校に原状回復を申請することができる。ただし申立て期間への遅延が 1 年を超える場合は申請ができない。原状回復の申請は、同時に期間中に行うべき申立ても補足して行う。
- 学校が法に従い受取りを証明できる方法でその措置を申立人に送達する場合、送達日を知悉した日とする。
- 第 9 条 申立人が申立てを受理する評議委員会の所在地に住居していない場合、法定期間の計算の際に送達期間を控除する。ただし有申立て代理人が申立てを受理する評議委員会の所在地に居住しており、期間中に申立てに関連した行為を行うことができる場合は、この限りではない。
- 前項の送達時間の控除には、司法申立ての送達時間の控除規定を準用する。
- 第 10 条 二人以上が同一原因の事実の措置に対して共同で申立てを提起する場合、司法申立法第 21 条から第 27 条の規定を準用する。
- 第 11 条 申立てには申立書を作成し、下記の事項を明記した上、申立人または代理人が署名または捺印し、原措置の文書、関連する文書、証拠を添付する。
- 一、申立人の氏名、生年月日、身分証明書番号、勤務する学校と職務、住所、電話。
 - 二、代理人がいる場合、その氏名、生年月日、身分証明書番号、住所、電話。

三、原措置を取った学校。

四、措置を受取った、または知悉した年月日、申立ての事実と理由。

五、希望する具体的な救済措置。

六、申立てを提起した年月日。

七、申立てを受理する学校申立て評議委員会。

八、本申立て事件に関して司法申立て、訴訟、労働争議を提起したかを明記する。提起している場合は、申請先機関または裁判所および提起年月日を明記する。

第 2 条第 2 項の規定に基づいて申立てを提起する場合、前項第 3 款、第 4 款に列記される事項が学校が行うべき作為で、それを行っていない場合、学校に申請した年月日ならびに法規根拠を提出し、原申請書の写しと学校が申請を受理した受取り証明を添付することができる。

再申立ての際には、原申立書と原申立て評議決定書を添付し、原申立て評議書の送達受取りの時間と方法も説明する。

第 12 条 申立ての提起が法定手順に適合しないものの、その状況が補正可能である場合、学校は申立人に 20 日以内に補正するよう通知する。

第 13 条 申立て評議委員会は申立書を受取った翌日から 10 日以内に、書面による申立書の写しと関連文書を添付し、学校の原措置部門が説明するよう通知する。

学校の原措置部門は前項の書面通知が送達された翌日から 20 日以内に、説明書と関係文書を作成して申立て評議委員会に送付し、説明書の写しも申立人に送付する。ただし学校の原措置部門が申立てに十分な理由があると判断する場合、原措置を自ら撤回または変更し、申立て評議委員会にその旨を通知することができる。

学校の原措置部門が前項の期限までに説明を提出しない場合、申立て評議委員会は書面で催告する。その説明が不十分である場合、再び期限を設けて説明を求めることができる。期限までに説明をしない、または説明が不十分である場合、申立て評議委員会は評議を進めることができる。第1項の期間を前条の規定に従い補正する場合、補正の翌日から起算する。補正しない場合は、補正期間満了の翌日から起算する。

第 14 条 申立ての提起後、評議書が申立人に送達される前までに申立人は撤回することができる。申立てが撤回された場合、申立て評議委員会は申立て案件の評議を終了し、書面で申立人と学校の原措置部門に通知する。申立人が申立てを撤回した後は、同一理由による申立ての再提起はできない。

第 15 条 申立人が誤って受理すべき申立て評議委員会以外の機関または学校に申立てを提起した場合、受取った機関または学校は 10 日以内に当該事件を受理すべき申立て評議委員会に移行し、申立人に通知する。

第 16 条 申立て案件の評議の決定の全部または一部が、司法申立て、訴訟、労働争議の処理の法律関係が成立するかの根拠となる場合、申立て評議委員会は司法申立て、訴訟、労働争議の処理手順が終了するまで申立て案件の評議を停止し、書面で申立人に通知する。停止の原因が消滅した後、申立人、学校原措置部門による通知があった、または申立て評議委員会がそれを知悉し、申立人が書面で請求する場合、評議を継続し、書面で申立人に通知する。

教員が司法申立法に従い司法申立てを提起した後に、本法に従い申立てを提起する場合、申立て評議委員会は評議を停止し、書面で申立人に通知する。停止の原因が消滅した後、申立人、学校原措置部門、申立て評議委員会がそれを知悉した時に、評議を継続し、書面で申立人に通知する。

第 17 条 申立て評議委員会の委員会議は原則として非公開とする。

評議の際には、委員会の議決に基づき、申立人、関係者、学者・専門家または関連機関が指名した者を招いて説明してもらうことができる。

申立人、学校原措置部門が現場での説明を申請し、正当な理由がある場合、申立て評議委員会は時間と地点を指定し、現場に説明するよう通知する。

前二項の規定に従い現場で説明する場合、補佐を 1 人から 2 人同伴させることができる。

申立て案件に実地検証の必要がある場合、委員会議の決議を経て、委員の代表者を最低3人指名して実施し、委員会議で報告する。

第 18 条 申立て評議委員会の委員が下記のいずれかに該当する場合、参加を評議を回避する。

一、管理手順法第 32 条の定めるいずれかに該当する。

二、申立て案件において利害関係がある。

具体的に事実に基づき、申立て評議委員会の委員が申立て案件に不公平があると判断される場合、申立人はその理由と事実を挙げ、申立て評議委員会に委員の回避を申請する。

前項の申請は委員会議で決議を取る。

申立て評議委員会の委員が第1項に該当するにもかかわらず回避せず、当事者も回避を申請しない場合、委員会が職権に基づき回避を命じる。

申立て評議委員会の委員による評議手順において、委員会議の決議がある場合を除き、当事者、代表その利益の代表者、利害関係者が手順以外の接触を行ってはならない。

- 第 19 条 申立人または代理人は、申立て評議委員会に関連資料やファイルの閲覧、抄録、複製、撮影を請求する、または費用を事前に支払い繕本、副本、節本の給付を請求することができる。ただし法的利益の主張や維持のためであり必要がある場合に限る。
- 前項の実施には、司法申立法第 49 条から第 51 条の規定を準用する。
- 第 20 条 申立て評議委員会の評議の決定は、第 16 条の規定により評議を停止する場合を除き、申立書受取りの翌日から 3 か月以内に行う。必要時には延長することができ、申立人に通知する。延長は1回だけとし、最長で 2 か月を超えてはならない。
- 前項の期間を第 12 条の規定に従い補正する場合、補正の翌日から起算する。補正しない場合は、補正期間が満了した翌日から起算する。第 16 条の規定に従い評議を停止する場合は、評議を続ける日から再び起算する。評議の決定期間に理由が追加される場合、最後の補助理由を受取った翌日から起算する。
- 第 21 条 申立て案件が下記のいずれかに該当する場合、評議の決定を受理してはならない。
- 一、申立書が法定手順に従わず、補正もできない、または期限付きの補正を通知したにもかかわらず期限までに補正していない。
 - 二、申立てを提起してから第 8 条が規定する期間を超えた。
 - 三、申立人が不適格である。
 - 四、原措置が既に存在しない、または申立ての実益がない。
 - 五、第 2 条第 2 項に従い提起された申立てに対し、学校が既に取りべき措置を講じた。
 - 六、決定した、または撤回した申立て案件と同一の理由・事実の申立てが再提起される。
 - 七、第 16 条第 2 項の規定に従い評議を継続し、その原措置が管理処分である。
 - 八、その他法による教員申立ての救済範囲にない事項。
- 第 22 条 分けて提起される複数の申立てが、同一または同種類の事実または法的な理由に基づくものである場合、申立て評議委員会は合わせて評議し、合わせて決定することができる。
- 第 23 条 申立て評議委員会の委員会議の評議の前に、必要だと判断される場合は 3 人から 5 人の委員を指名して審査を行うことができる。委員は内容、証拠、分析事実と適用する法規を検討した後、委員会議に審査意見を提出する。

- 第 24 条 申立て評議委員会の委員会議は、申立て案件の経過、申立人の被った損害、希望する救済措置、申立て双方の理由、公益に対する影響、その他関連する状況を斟酌した上で評議の決定を下す。
- 第 25 条 申立ての理由がない場合、申立て評議委員会は棄却の決定を下す。
原措置の理由が不当であるものの、他の理由により原措置が正当であると判断される場合、申立ての理由がないものとされる。
- 第 26 条 申立てに理由がある場合、申立て評議委員会が理由があるとの評議決定を下す。救済措置がある場合、評議書の主文の中で明記する。
前項の評議の決定が原措置の撤回であり、学校の前措置部門に差し戻して別の措置を講じるよう命じる場合、相当の期間を定めてそれを実施するよう命じる。
申立て評議委員会が、第 2 条第 2 項に従い提起された申立ての理由を認める場合、相当の期間を定めて、当該学校部門が直ちに一定の措置を講じるよう命ずる。
- 第 27 条 申立て評議委員会の委員は本人が委員会議に出席し、委員総数の2分の1以上の出席により会議が成立する。評議の決定は出席委員の3分の2以上の同意により行う。その他の事項の決議は、出席委員の過半数の同意により行う。
委員会議で前項の決議を行う時、回避した委員は出席委員数には加えない。
委員が何らかの理由で委員会議に出席できない場合、開会前に申立て評議委員会に欠席の旨を伝える。
- 第 28 条 申立て評議委員会の委員会議における評議の決定は、異議の確認、挙手、無記名投票による表決などの方法で行う。その評議の経緯や個別の委員の意見は対外的に厳格に守秘される。
前項の表決方法と表決結果は、会議記録に明確に記載される。投票による表決を採用した場合、表決票は現場で封印し、会議委員長と委員が推薦した票管理委員が署名し、申立て評議委員会が適切に保管する。
- 第 29 条 申立て評議委員会は担当者を指名して評議記録文書を作成する。委員が評議において表明した意見が、評議の決定と異なり、同委員からの請求があった場合、委員会議記録に含められる。
- 第 30 条 評議書には下記の事項を明記する。
一、申立人の氏名、生年月日、身分証明書番号、勤務する学校と職務、住所。
二、代理人または代表者がいる場合、その氏名、生年月日、身分証明書番号、住所。

三、原措置を取った学校。

四、主文、事実、理由。受理しない決定をした場合は、事実を記載しなくても良い。

五、申立て評議委員会の委員長の署名。申立て評議委員会が評議書を作成する際に、委員長が何らかの理由で職務を遂行できない場合、代理委員長が署名し、その事由を記載する。

六、評議決定の年月日。

評議書には「評議の決定に不服の場合、評議書送達の日から 30 日以内に、6条の定める再申立て機関に再申立てを提起することができる」と付記する。ただし再申立てができない、またはその申立てが規定により再申立てとみなされる場合は、「評議の決定に不服の場合、事件の性質に従い、関連法規定に基づき法定期限内に、当該管轄機関に訴訟を提起することができる」と付記する。

第 31 条 評議書は学校の名義で正本を作成し、学校の名義で受取りを証明できる方法で、評議書作成から 15 日以内に、評議書正本を申立人と学校の原措置部門に送達する。

申立て案件に代表者または代理人がいる場合、送達の権限に制限がある場合を除き、前項の評議書の送達は、当該代表者または代理人に対して行う。代表者または代理人が 2 人以上いる場合、送達はそのうちの 1 人に対して行えば良い。

第 32 条 再申立てを提起する場合、原措置、申立て評議の決定の違法性または不当性を具体的に説明し、希望する具体的な救済措置も明記する。

再申立てを提起する場合、その範囲は申立ての内容を越えてはならない。

本規定に関連する申立ての規定は、再申立ての規定が既にある場合を除き、再申立ての性質に抵触するのではない限り、再申立てにも準用される。

第 33 条 評議の決定が下記のいずれかに該当する場合、確定となる。

一、規定により再申立てができるにもかかわらず、申立人または学校が評議書送達の日から 30 日以内に再申立てを提起しない。

二、再申立て評議書が再申立人に送達される。

三、第 6 条第 2 款の規定に従い申立てが提起され、その評議書が申立人に送達される。

第 34 条 原措置が撤回され、学校の原措置部門が新たな措置を講じる必要がある場合、評議の決定目的に従って行い、処理状況を書面で学校に報告する。

第 35 条 本規定に従い行われる申立ておよび再申立ての説明と添付文書は中国語で作成する。文書が外国語を引用する場合、中国語に翻訳し、原外国語資料

を添付する。

申立てならびに再申立てで提出する資料が、録音テープ、録画テープ、電子メールである場合、文章にした写しを添付し、取得した時間、地点、それが違法に取得したものでないことの誓約を明記する。

第 36 条 申立てを行う教員が、申立て評議委員会の処理手順に不服である場合、評議の決定と共に、法に従い救済を提起する。

第 37 条 代理人は、本規定に別途定めがある場合を除き、司法申立法第 32 条から第 40 条の規定を準用する。

申立て文書の送達は、本規定に別途定めがある場合を除き、管理訴訟法第 71 条から第 74 条の規定を準用する。

第 38 条 本規定で網羅されていない事項は、教育部が公布した教員申立て評議委員会組織および評議準則に従う。本学の軍事訓練教官の申立て案件は、本規定を準用する。網羅されていない事項は、教育部高級中等以上学校軍事訓練教官申立て処理規定を参照することができる。

第 39 条 本規定は学務会議にて可決され、学長の承認後に公布・実施される。